

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

前計画の期間中、本市の人口が減少する中、中心市街地では人口増加傾向にあり、全市に占める人口シェアが増加しているが、その要因は、マンション建設に伴う転入人口の増加によるところが大きいと推定される。

一方で転出人口も多く見られ、前計画では、定住人口の目標値を達成することはできなかった。

平成28年2月に実施した居住者アンケート調査によると、「周辺環境への満足度」は「満足」が34%、「まあまあ満足」が47%と高い満足度が見られるが、「不満な点」として、「日常の買物の利便性」や「まわりの道路の狭さ」、「まちの景観」が挙げられており、また「生活の場として欲しい機能」では、「日常的な買物に対応した商業施設」や「冬でも安全に歩ける融雪歩道等」が上位に挙げられており、快適で便利な街なか居住を支える生活支援施設の不足が、定住化が進んでいない要因になっているものと考えられる。

(2) 街なか居住の推進の必要性

定住人口は中心市街地の活力の源であることから、引き続き、以下に示す多様な施策を組み合わせて、街なか居住の推進を図る必要がある。

●新たな街なか居住の需要発掘

- ・秋田版C C R C事業（中通二丁目地区優良建築物等整備事業）

●住宅ストックの有効活用

- ・まちなか居住推進事業（空き家定住推進事業）
- ・住宅リフォーム支援事業

●住宅供給の受け皿整備

- ・秋田駅前北第一地区市街地再開発事業（「市街地の整備改善」に分類）
- ・都市計画道路事業千秋久保田町線（「市街地の整備改善」に分類）

●居住環境の整備改善

- ・消融雪施設整備事業（「市街地の整備改善」に分類）
- ・千秋公園整備事業（「市街地の整備改善」に分類）
- ・秋田市民市場活性化事業（再形成事業）（「経済活力の向上」に分類）
- ・中心市街地循環バス運行事業（「公共交通機関の利便性の増進」に分類）
- ・高齢者コインバス事業（「公共交通機関の利便性の増進」に分類）

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度（令和3年度）に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 秋田版C C R C事業 (中通二丁目地区優良建築物等整備事業)</p> <p>[内容] 地域社会との連携や医療介護ケアなどの機能を有し、秋田市におけるC C R Cのモデルとなるような、健康な中高齢者向け共同住宅を整備する。 多世代共生型C C R Cマンション R C地上17階、地下1階建て 地下1階 機械室 1～4階 テナント 5～17階 住宅 (高齢者・一般向け) 全60戸</p> <p>[実施時期] H29～R2</p>	民間	健康な高齢者の地区内への居住を促す事業であり、定住人口の増加にもつながる中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	<p>[支援措置] 中心市街地共同住宅供給事業</p> <p>[実施時期] H29～R2</p>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び 実施時期	その 他の 事項
<p>[事業名] まちなか居住推進事業 (空き家定住推進事業)</p> <p>[内容] 区域外からの転入者を対象に、中心市街地内の空き家バンク登録物件等について、居住するための改修等を行う場合、工事費の一部（最大100万円）を補助する。</p> <p>[実施時期] H29～</p>	市	防災・景観・衛生等の問題をはらむ空き家について、居住のための改修等について、工事費の一部を支援することでその利活用を促し、既存ストックを活用した居住人口の拡大を図るもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。 (歩行者・自転車通行量) (人口の社会増加数)	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業））</p> <p>[実施時期] H29～R3</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び 実施時期	その 他の 事項
[事業名] 住宅リフォーム支援事業 [内容] 既存住宅のリフォームへの支援を行い定住を促進する。 [実施時期] H23～	市	住宅リフォームへの支援により定住の継続を図るとともに、マンション等の空き室の活用促進と移住促進による定住人口の増加にも資することから中心市街地の活性化に必要な事業である。 (人口の社会増加数)	[支援措置] 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業と一体の効果促進事業) [実施時期] H28～R3	

(4) 国の支援がないその他の事業

該当無し